

タスク・シフト/シェアを推進するためには 法令改正が必要な業務について

- タスク・シフト/シェアを推進する業務については、各職種の資格法が国として安全に質の高い医療を提供するに当たっての保障制度であることを踏まえ、現行法の各資格の定義（要件①）及び安全性の担保（要件③）を前提として法令の改正を検討することが必要。
- このため、これまでの議論を踏まえ、「現行制度上実施できない業務のうち、実施可能とする場合は法令改正が必要な業務」（第4回検討会資料2-1・今回参考資料1）75項目の中から、第4回検討会で提示した下記の“整理した項目の進め方”に基づき22項目を選定した。

- ・ タスク・シフト/シェアを推進する3つの要件について、いずれも該当するとされた業務
（資格法の定義とそれに付随する行為の範囲内にあり、従来の技術的基盤の上にある隣接業務で、安全性も担保できるとされた業務）
- ・ 3つの要件のうち、要件①かつ要件③は該当するが、要件②に該当しないとされた業務
（資格法の定義とそれに付随する行為の範囲内にあり、安全性が担保できるとされた業務）

※第2回検討会で提示したタスク・シフト/シェアを推進する項目の3要件

- 要件① 原則として各資格法の資格の定義とそれに付随する行為の範囲内であること。
- 要件② その職種が担っていた従来の業務の技術的基盤の上にある隣接業務であること。
- 要件③ 教育カリキュラムや卒後研修などによって安全性を担保できること。

- 3要件の欄については、第4回検討会で提示したものをそのまま記載。
- 必要な教育・研修の欄については、資料2で提示した方針に基づき、（a）～（c）を記載。

※資料2で提示した業務範囲の見直しに伴う教育・研修の考え方

- （a）養成課程の見直しや研修の受講の義務付けは行わない。（ただし、医療安全上の配慮が特に必要な場合は、事前の医師の明確な指示や緊急時の連絡体制の整備、緊急時のマニュアルの整備など、安全に実施する上での留意事項を通知により示す。）
- （b）当該業務が従来の業務の技術的基盤の上にある（要件②を満たす）場合は、養成課程において必要な教育内容として明確化するとともに、既に資格を取得済みの者については、法令による研修の受講の義務付けは行わないが、通知により、当該業務の実施に当たって追加的な知識の修得が必要な者について、職能団体が実施する研修を受けることを求める。
- （c）当該業務が従来の業務の技術的基盤の上でない（要件②を満たさない）場合は、養成課程において必要な教育内容を追加するとともに、既に資格を取得済みの者については、法令により、厚生労働大臣が指定する研修を受講することを業務実施の要件とする。

- 実施する際の留意事項の欄については、「現行制度上実施できない業務のうち、実施可能とする場合は法令改正が必要な業務」の安全性について、関係団体に確認を行った際にいただいた意見等を踏まえ、新たにその業務を実施する場合に留意する必要があると考えられる点を記載。

I. 診療放射線技師について法令改正が必要な項目（案）（1）

	項目 【これまでの項目No.】	3要件	必要な 教育・研修	月あたり 効果 (推計)	実施する際の 留意事項	現行法令
■省令事項						
1	放射線部門の検査関連の静脈確保注射（造影剤注入装置を用いて造影剤を注入するための静脈路を確保する行為）【12】	①：該当する ②：該当しない ③：該当する	(c)	10.4時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること ✓ 合併症が生じた場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること 	<p>【診療放射線技師法】 第24条の2 診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</p> <p>二 第2条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。</p> <p>【診療放射線技師法施行規則】 第15条の2 法第24条の2第2号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p> <p>二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為</p> <p>三 (略)</p>
2	R I 検査医薬品注入後の抜針及び止血 【25】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	1.5時間		
3	CTコロノグラフィの検査手技（カテーテルから空気の吸引）【37】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.2時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること 	
4	造影剤注入装置から動脈へ造影剤を注入する行為（抜針及び止血を行う行為を除く）【39-1】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.1時間以下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること ✓ アレルギー等が発生した場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること 	
5	（上部消化管造影において）鼻腔からバリウムを注入する行為【40-2】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.7時間 (関連する業務の時間を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること 	

I. 診療放射線技師について法令改正が必要な項目（案）（2）

項目 【これまでの項目No.】	3要件	必要な 教育・研修	月あたり 効果 (推計)	実施する際の留意 事項	現行法令	
■法律事項						
6	R I核種（R I検査医薬品） 投与のための静脈路確保 【38-1】	①：該当する ②：該当しない ③：該当する	(c)	3.5時間	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること ✓ 合併症が生じた場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること	【診療放射線技師法】 第2条（略） 2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射(撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。)することを業とする者をいう。 【診療放射線技師法】 第26条（略） 2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に100電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)。
7	R I核種投与（R I検査医薬品）の投与（体内への注入） 【38-2】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)			
8	病院又は診療所以外の場所における検査（医師又は歯科医師が診察した患者を対象とする出張での超音波検査） 【49-2】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(a)	—	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	

Ⅱ. 臨床検査技師について法令改正が必要な項目（案）（1）

	項目 【これまでの項目No.】	3要件	必要な 教育・研修	月あたり 効果 (推計)	実施する際の 留意事項	現行法令
	■省令事項					
9	直腸肛門機能検査（肛門内圧検査・直腸バルーン知覚検査/検査のために肛門にカテーテル・センサーを挿入する行為）【30】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.7時間	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	【臨床検査技師等に関する法律】 第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。)及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。 【臨床検査技師等に関する法律施行規則】 第1条の2 法第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。) 二 心音図検査 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。) 四 筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。) 五 基礎代謝検査 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。) 七 脈波検査 八 熱画像検査 九 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。) 十 重心動揺計検査 十一 超音波検査 十二 磁気共鳴画像検査 十三 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。) 十四 毛細血管抵抗検査 十五 経皮的血液ガス分圧検査 十六 聴力検査(気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。) イ～ニ (略) 十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。) 十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査
10	持続血糖測定のための穿刺・抜針（皮下の間質液を採取する持続自己血糖測定器を取り付けるために穿刺する行為及び当該測定器を取り除くために抜針する行為）【47】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.5時間	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	
11	術中モニタリング（運動誘発電位や体性感覚誘発電位）に係る電極装着（針電極含む）、検査装置の操作・管理【228】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	1.9時間	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	

Ⅱ. 臨床検査技師について法令改正が必要な項目（案）（2）

	項目 【これまでの項目No.】	3要件	必要な 教育・研修	月あたり 効果 (推計)	実施する際の 留意事項	現行法令
■ 政令事項						
12	救急現場における採血のための末梢静脈路の確保（ヘパリンロックを除く）【9-1】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	33.0時間	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	【臨床検査技師等に関する法律】 第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第20条の2第1項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。
13	救急現場における採血のための末梢静脈路の確保後、ヘパリンロックをする行為【9-2】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)		✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	
14	検査のための採痰（誘発採痰含む）【42】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.1時間以下	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	【臨床検査技師等に関する法律施行令】 第8条 臨床検査技師等に関する法律第11条の採血は、耳朶、指頭及び足趾の毛細血管並びに肘静脈、手背及び足背の表在静脈その他の四肢の表在静脈から血液を採取する行為とする。
15	消化器内視鏡検査・治療における生体組織採取行為の補助操作【63-2】	①：該当する ②：該当しない ③：該当する	(c)	8.3時間 (関連する業務の時間を含む)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	第8条の2 法第11条の検体採取は、次に掲げる行為とする。 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為(生検のためにこれらを採取する行為を除く。) 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為
16	成分採血装置（末梢血ラインから連続成分採血装置による体外循環を行う機器）の運転【229】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.1時間以下	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	
■ 法律事項						
17	造影超音波検査の超音波造影剤の投与（ソナゾイド等静脈から超音波造影剤を注入）【173】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.2時間	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	【臨床検査技師等に関する法律】 第20条の2 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)並びに第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

Ⅲ. 臨床工学技士について法令改正が必要な項目（案）（1）

	項目 【これまでの項目No.】	3要件	必要な 教育・研修	月あたり 効果 (推計)	実施する際の 留意事項	現行法令
	■ 政令事項					
18	<p>血液浄化施行時のバスキュラーアクセスへの穿刺によるカニューレの留置及び不要カニューレの抜去（動脈表在化等を含む） 【132】</p> <p>血液浄化装置の先端部（穿刺針）のバスキュラーアクセスへの穿刺及び抜去 【133】</p>	<p>①：該当する ②：該当する ③：該当する</p>	(b)	1.5時間 ～5.0時間	<p>✓ ここでいうバスキュラーアクセスは、「シャント（自己血管内シャント、人工血管内シャント）」、「動脈表在化（通常上腕動脈を皮下に拳上した動脈）」をいい、動脈直接穿刺は含まない。</p>	<p>【臨床工学技士法】 第2条（略） 2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p> <p>【臨床工学技士法施行令】 第1条 臨床工学技士法第2条第2項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。 一（略） 二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去 三（略）</p>

Ⅲ. 臨床工学技士について法令改正が必要な項目（案）（2）

	項目 【これまでの項目No.】	3要件	必要な 教育・研修	月あたり 効果 (推計)	実施する際の 留意事項	現行法令
	■法律事項					
19	輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための皮静脈穿刺によるラインの確保、不要力ニューレの抜去【16】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.9時間	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	<p>【臨床工学技士法】</p> <p>第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。</p> <p>2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。</p> <p>2 (略)</p>
20	心・血管カテーテル治療時に身体への電氣的負荷等かける装置のスイッチを押下する行為【57-3】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	10.4時間 (関連する業務の時間を含む)	✓ 作業のプロトコルを標準化した上で、それに基づく研修を受けた臨床工学技士が医師の具体的な指示の下で実施すること	
21	内視鏡外科手術において、体内に挿入されている硬性鏡の保持・術野の視野を確保するための操作【60-3】	①：該当する ②：該当しない ③：該当する	(c)	2.1時間 (関連する業務の時間を含む)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	
22	人工呼吸器等の生命維持管理装置を装着している患者に対する輸液ポンプによる中心静脈カテーテル等からの薬剤の投与【164】	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.9時間	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること	

【職種別】 法令改正が必要な項目（案）まとめ

診療放射線技師	省令	b	2 RI 検査医薬品注入後の抜針及び止血 【25】 3 CTコロノグラフィの検査手技（カテーテルから空気の吸引）【37】 4 造影剤注入装置から動脈へ造影剤を注入する行為（抜針及び止血を行う行為を除く）【39-1】 5 上部消化管造影において、鼻腔からバリウムを注入する行為 【40-2】
		c	1 放射線部門の検査関連の静脈確保注射（造影剤注入装置を用いて造影剤を注入するための静脈路を確保する行為）【12】
	法律	a	8 病院又は診療所以外の場所における検査（医師又は歯科医師が診察した患者を対象とする出張での超音波検査）【49-2】
		b	7 RI 核種投与（RI 検査医薬品）の投与（体内への注入）【38-2】
		c	6 RI 核種（RI 検査医薬品）投与のための静脈路確保 【38-1】

臨床検査技師	省令	b	9 直腸肛門機能検査(肛門内圧検査・直腸バルーン知覚検査/検査のために肛門にカテーテル・センサーを挿入する行為)【30】 10 持続血糖測定のための穿刺・抜針（皮下の間質液を採取する持続自己血糖測定器を取り付けるために穿刺する行為及び当該測定器を取り除くために抜針する行為）【47】 11 術中モニタリング（運動誘発電位や体性感覚誘発電位）に係る電極装着（針電極含む）、検査装置の操作・管理 【228】	
		政令	b	12 救急現場における採血のための末梢静脈路の確保（ヘパリンロックを除く）【9-1】 13 救急現場における採血のための末梢静脈路の確保後、ヘパリンロックをする行為【9-2】 14 検査のための採痰（誘発採痰含む）【42】 16 成分採血装置（末梢血ラインから連続成分採血装置による体外循環を行う機器）の運転【229】
			c	15 消化器内視鏡検査・治療における生体組織採取行為の操作補助【63-2】
	法律		b	17 造影超音波検査の超音波造影剤の投与（ソナゾイド等静脈から超音波造影剤を注入）【173】

臨床工学技士	政令	b	18 血液浄化施行時のバスキュラーアクセスへの穿刺によるカニューレの留置及び不要カニューレの抜去（動脈表在化等を含む）【132】・血液浄化装置の先端部（穿刺針）のバスキュラーアクセスへの穿刺及び抜去 【133】
		法律	b
	c		21 内視鏡外科手術において、体内に挿入されている硬性鏡の保持・術野の視野を確保するための操作【60-3】